

大阪市立大学人権問題研究センター 沖縄県現地研修（2008年3月）の記録

川村尚也

はじめに

1996年の「らい予防法」廃止、2001年6月のハンセン病違憲国家賠償訴訟の熊本地裁判決などによって、わが国のハンセン病政策は大きく転換したが、依然として差別と偏見は根強く、本名が名乗れない、家族・親族との交流ができない、帰郷できない、ホテルへの宿泊を拒否されるなど、元患者の社会復帰に様々な問題も生じている。また、療養所で生活してきた方々の高齢化、減少もあり、これから先、どのような暮らしがなりたつのか、大きな不安となっている。

大阪市立大学人権問題研究センターの野口道彦所長、古久保さくら専任研究員と、兼任研究員の狩俣正雄（経営学研究科）・川村尚也（経営学研究科）・朴一（経済学研究科）・土屋貴志（文学研究科）・山崎孝史（文学研究科）・堀智晴（生活科学研究科）の計8名は、2008年3月13日から15日にかけて、沖縄県にある国立療養所宮古南静園（宮古島・平良市）および沖縄愛楽園（沖縄本島・名護市）を訪問し、施設関係者から運営のあり方を聞き、療養所で暮らす方々との懇談を通じて、これらの方々が現在の療養所で安心して生涯を暮らせること、療養所の医療・福祉を充実し地域に開かれた施設とすること、またハンセン病元患者やその家族の名誉回復を図っていくことなど、様々な課題解決の方向性を探った。

2008年3月13日（木）

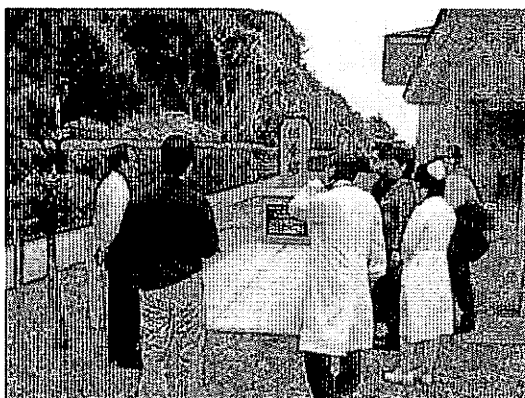
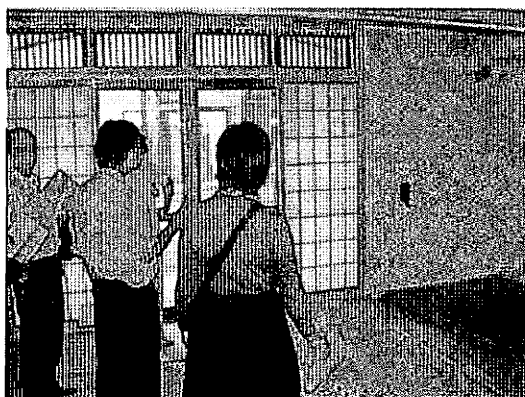
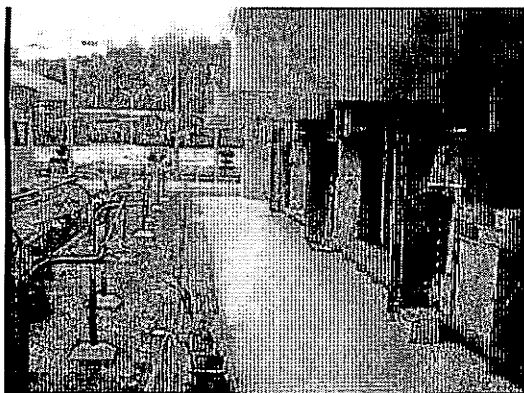
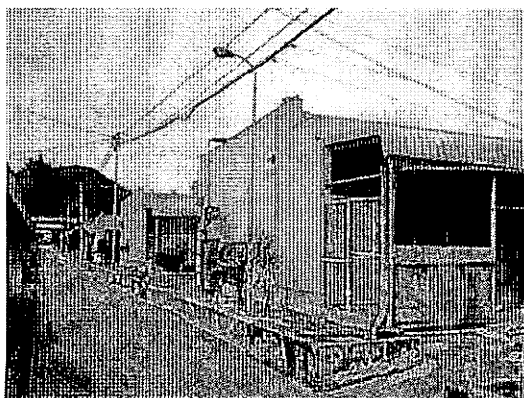
午前8時30分に大阪・伊丹空港を出発し、沖縄・那覇空港で乗り継いで、午後0時10分に曇天の宮古空港に到着。空港で簡単な昼食を済ませ、車で中心市街地から遠く離れた宮古南静園にたどり着いたのは、午後2時頃。まず園内の会議室で、恩河尚清園長から施設の説明をうけた。



同園はわが国最南端の国立ハンセン病療養所（敷地面積154,670㎡）で、昭和6年3月に沖縄県立宮古保養院として創立され、昭和16年に厚生省管轄の国立宮古南静園に改称。その後、米軍事政府、琉球政府による管理運営の時代を経て、昭和47年の沖縄復帰以降は、厚生省管轄の国立療養所として運営されている。

現在は、医師5名、看護師43名を含む医療職56名と事務・技能職など行政職55名が、94名

(男性53名、女性41名)の入園者の療養生活を支援している。入園者の平均年齢は80.7歳(最高齢97.0歳、最少齢63.0歳)で、ハンセン病の後遺症である身体障害に加えて、生活習慣病、合併症を有するものが98%以上を占め、何らかの治療を受けている。また認知症の出現と日常生活動作の困難化が進んでおり、介護度が高くなっているとのことであった。



その後、午後3時30分頃から午後5時ごろまで園内を見学し、平良港近くのホテルに到着したのは午後6時過ぎだった。

2008年3月14日(金)

午前10時から約1時間、宮古南静園自治会会議室で宮里光雄自治会長ほか入園者の方々との

懇談を行い、園内での生活の様子や入園者の自治活動の歴史、最近地元の方々と一緒に取り組んでいる、南静園の詳細構想を考える会の活動などについてお話をうかがった。



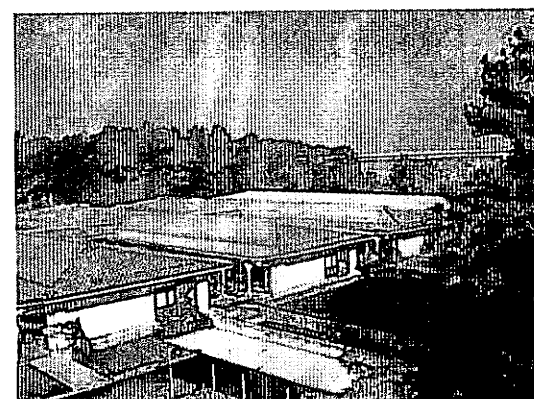
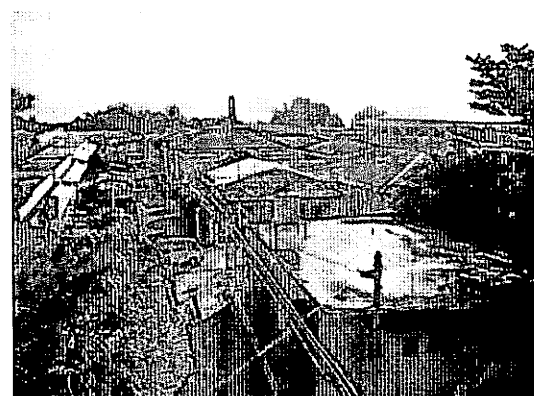
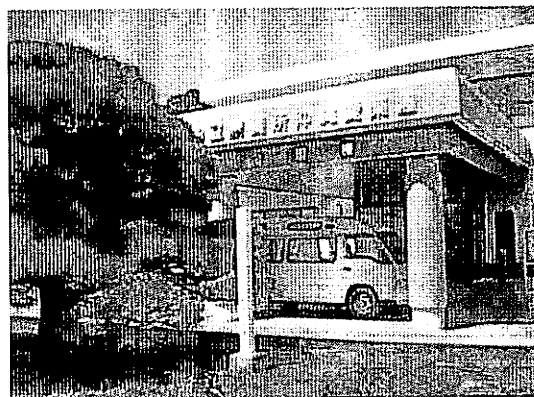
その後、午後0時30分に宮古空港を出発し、午後1時15分に、自衛隊機発着の合間をぬうように、雨に煙る那覇空港に到着した。午後2時30分頃に沖縄市旧コザ地区で沖縄名物タコライスなどの昼食をとった後、山崎孝史研究員の案内で、午後4時頃まで沖縄市戦後文化資料展示室（沖縄市中央）など旧コザ地区を見学し、午後5時過ぎに沖縄愛楽園に到着。日没まで園内を見学し、園内の宿泊棟に宿泊した。



2008年3月15日（土）

ようやく恵まれた青天のもと、午前9時30分

から1時間ほど、沖縄愛楽園自治会の小底会長ほか役員の方々との懇談を行った。

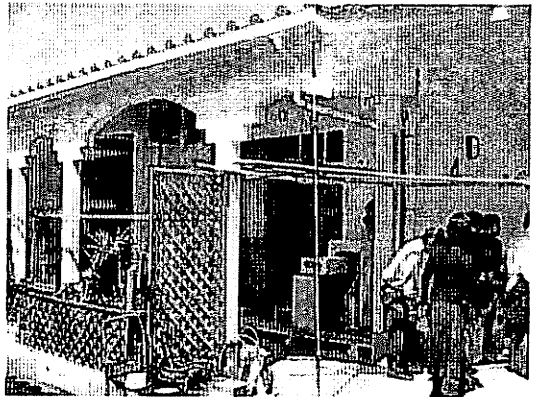
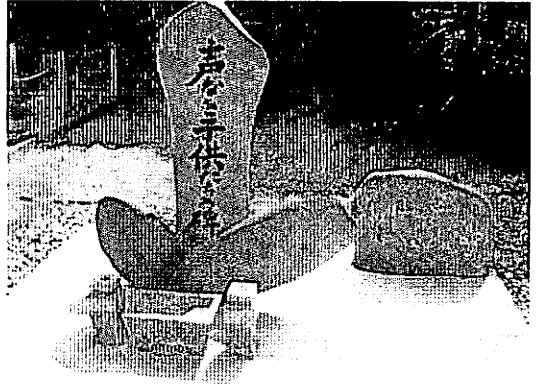


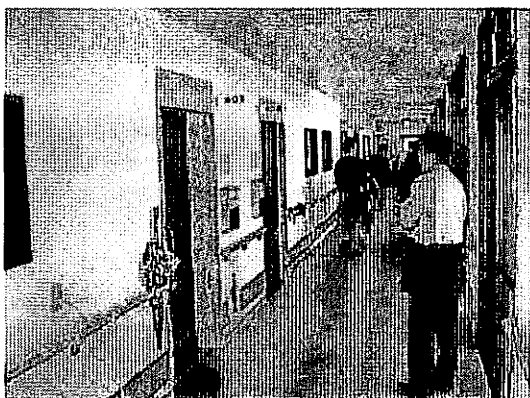
沖縄愛楽園（敷地面積300,632㎡）は、昭和10年にキリスト教伝道者青木恵哉氏が設立した患者コミュニオン（昭和12年に三井報恩会沖縄MTL相談所を設立）を母体に、昭和13年に沖縄県立国頭愛楽園として創立され、宮古南静園と同じ

く昭和16年に国立国頭愛楽園に改称。その後、米軍事政府、琉球政府による管理運営（昭和27年に琉球政府立沖繩愛楽園に改称）の時代を経て、昭和47年の沖縄復帰以降は、厚生省管轄の国立療養所として運営されている。現在は、医師13名、看護師107名を含む医療・行政職350名が、278名の入所者の療養生活を支援している。入園者の平均年齢は78歳（最高齢103歳）と全国最年少の療養所であるが、宮古南静園と同様、入所者の治療と介護の必要度が高くなっているとのことであった。

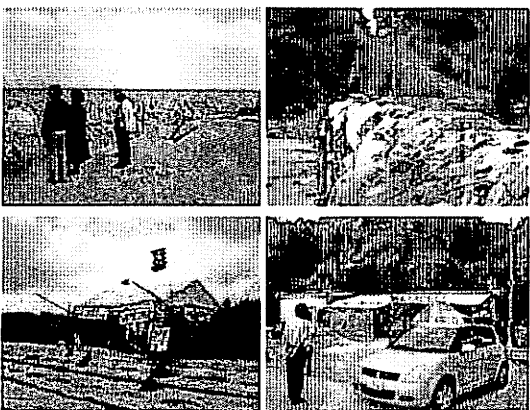
自治会としては、全療協（全国ハンセン病療養所入所者協議会）と連携して、ハンセン病問題基本法（注：その後、議員立法により2008年6月11日に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」として成立した。）の制定に向けて働きかけを行うとともに、地域社会と共生する療養所の将来構想の策定に取り組んでいるとのことであった。

その後、自治会役員のご案内で正午頃まで施設見学を行った後、園内で昼食を済ませ、午後1時過ぎには沖縄愛楽園をあとにした。





帰路は、在日米海兵隊普天間飛行場（宜野湾市）の移設予定地とされる名護市辺野古（へこの）地区における反対運動の様子を見学した後、那覇空港を午後5時55分に出発し、伊丹空港に午後7時45分に帰着した。



むすびに代えて

今回の現地研修に参加するまで、世界のハンセン病患者が長らく苦しんできた人権侵害の歴史についてほとんど学ぶ機会のなかった筆者にとって、「現代の人権問題としてのハンセン病問題」についての学びはとても重く、それをどのように今後の教育と研究に活かしていくのかについて、明確な方途が見えているとは未だいたい。

ただし、グローバル化・多文化化が進む現代社会において、「西欧近代科学（医学）」という一つの特権的な文化だけが、近代社会の「宗教」ともいふべき特権的な地位にあることの光と影を、改めて認識したことは間違いない。

ハンセン病の医学的理解が国際的に確立された1960年頃から1996年のらい予防法廃止に至るまで、実に30年以上も続いた政府の患者隔離政策と国会の立法不作為が、2001年5月の熊本地裁判決で「違法且つ有責」であったとされ、政府も控訴を断念した。このことは、そうした特権的な西欧近代科学（医学）のガバナンスの仕組みとして、現代日本の行政・立法機構が深刻な欠陥を有していることの一つの証しであろう。

わが国における人権問題研究の一つの重要なテーマとして、ハンセン病患者・元患者とその家族の方々の福祉充実の方策と併せ、日本社会の文化・歴史的特徴を踏まえた、西欧近代科学（医学）のガバナンスのあり方について考え続けていくことも、今回の現地研修に参加した研究員の責務であると考えている。